

広島高速道路公社請負工事検査要綱

(平成9年9月19日 理事長通達第5号)

[沿革] 平成14年3月25日 理事長通達第4号改正

平成19年3月 1日 理事長通達第3号改正

(通則)

第1条 広島高速道路公社契約細則(平成9年広島高速道路公社細則第4号。以下「細則」という。)の規定により工事(設計・測量・ボーリング・調査・試験等を含む。以下同じ。)に関する請負契約又は委託契約の履行の確認をするため必要な検査(以下「検査」という。)を行う場合の事務処理については、別に定めのある場合を除き、この要綱の定めるところによる。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 完成検査(完成した工事について行う検査をいう。)
- (2) 一部完成検査(工事の一部が完成し、かつ、当該完成部分が可分のものである場合において、当該部分についてその引渡しがなされるときに行う検査をいう。)
- (3) 既済部分検査(工事の完成前に当該工事の既済部分に対し、代価の一部を支払うときに行う検査をいう。)
- (4) 中間検査(工事の施工の途中において理事長が必要と認めたときに、その指定する部分に対して行う検査をいう。)

(検査員の任命)

第3条 検査に関する事務は理事長がこれを掌理し、細則第31条の規定による検査員(以下「検査員」という。)は、企画調査部技術管理課の職員をもって充てる。ただし、必要があると認めるときは、当該工事实施課以外の課の係長以上の職員をもって充てることができるものとする。

- 2 検査員の任命は、広島高速道路公社決裁規程(平成9年広島高速道路公社規程第3号)によるものとし、検査員任命書(様式第1号)を交付することにより任命する。
- 3 検査員は、検査にあたっては検査員任命書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(検査の時期)

第4条 完成検査又は一部完成検査は、請負者から工事又は工事の一部完成届を受理した日から14日以内に行わなければならない。ただし、委託契約による場合は10日以内とする。

- 2 既済部分検査は、請負者から既済部分検査の要求を受けた後、遅滞なく行うものとする。
- 3 中間検査は、工事の施工の途中において必要に応じて行うものとする。

(検査の実施)

第5条 検査は、契約書(契約約款を含む。以下同じ。)、仕様書、設計書、図面その他の関係書類に基づき、出来形、品質及び工事管理等について行うものとする。

- 2 検査員が検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(検査担当者の権限)

第6条 検査員は、検査の実施のため必要があると認めるときは、当該検査の対象となる工事の請負者

又は監督員に書類及び物件の提示若しくは提出、事実の証明又は人員、資器材等の提出を求めることができる。

2 検査員は、必要がある場合には破壊検査を行うことができる。

(調査)

第7条 検査員は、検査の実施に当たり必要がある場合には、工事の進捗状況、支給材料及び貸与品の保管、整備等の状況、工事の監督の状況等について必要な調査を行うことができる。

2 検査員は、前項の規定により調査を行った場合において必要があると認めるときは、理事長に調査の内容を報告しなければならない。

(修補又は改造)

第8条 検査員は、検査の結果、工事の施工が契約書、設計図書その他関係書類に適合しないと認めるときは、その旨を理事長に報告し、指示を求めなければならない。

2 検査員は、前項の規定により修補又は改造を命ずるときは、請負者に対して指示事項及び完了の期限等を記載した修補指示書により行うものとする。

(再検査)

第9条 検査員は、前条第2項の規定による修補又は改造が完了したときは、再検査を行うものとする。この場合の再検査の時期については、第4条の規定を準用する。

(立会い)

第10条 検査員は、検査に当たっては主任監督員及び一般監督員等を立会わせなければならない。

(検査調書)

第11条 検査員は、完成検査若しくは一部完成検査を完了し合格を認めるとき又は既済部分検査を完了し出来高を認めるときは、検査調書を作成するものとする。

2 検査員は、中間検査を完了したときは、検査報告書を作成するものとする。

3 第1項により作成する検査調書は、完成検査にあつては完成検査調書、一部完成検査にあつては一部完成検査調書、既済部分検査にあつては既済部分検査調書とし、第2項により作成する検査報告書は、中間検査報告書とする。

4 検査員は、前項の検査調書又は検査報告書を当該検査完了の日から7日以内に理事長に報告するものとする。

(検査結果の通知)

第12条 検査員は、検査の結果について、検査調書の写しを添付して総務部総務課及び監督員に通知しなければならない。

(成績評定)

第13条 検査員は、検査を完了したときは、工事成績評定表を作成し理事長に報告しなければならない。ただし、委託契約に基づく設計・測量・ボーリング・調査・試験等に関する検査を行う場合には、業務成績評定表によるものとする。

2 工事成績評定及び業務成績評定に関する要領は、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成9年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。